

高岡の森弘前藩歴史館協議会委員 公募要領

1 公募の概要

(1) 公募する職

高岡の森弘前藩歴史館協議会委員

(2) 職務内容

博物館法第23条第2項の規定により、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる。

(3) 任期

委嘱の日（令和8年12月上旬を予定）から2年間

(4) 報酬・旅費

高岡の森弘前藩歴史館協議会の会議に出席した場合、弘前市条例の規定による報酬及び交通費相当額を支給

(5) 会議開催（予定）

高岡の森弘前藩歴史館協議会会議 年1回程度

2 募集人員 1人

3 応募資格

委員に応募できる者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 年齢18歳以上の者（令和8年12月10日現在）
- (2) 本市の区域内に住所を有する者
- (3) 本市の他の附属機関の委員でない者
- (4) 市議会議員でない者
- (5) 市職員（退職者を含む。）でない者
- (6) 博物館の事業に関心を持っている者
- (7) 平日に開催される会議に出席できる者（会議時間は約2時間）
- (8) 過去に本協議会の公募委員に選任されたことのない者

4 応募方法

下記の（1）～（6）の事項を記入した応募用紙を提出するものとします。

- (1) 氏名（ふりがな）
- (2) 生年月日
- (3) 性別

(4) 住所、連絡先（電話番号・メールアドレス）

(5) 職業（就業者の場合は勤務先または所属団体等の名称、学生の場合は学校名と学年）、
主な職歴

(6) 小論文（テーマ「高岡の森弘前藩歴史館の活用方法」について応募動機を含め述べて
ください。） 800字程度

なお、応募用紙の様式は自由ですが、参考様式として「高岡の森弘前藩歴史館協議会委員
応募用紙」を市のホームページに掲載するほか、高岡の森弘前藩歴史館・博物館で配布しま
す。

提出していただいた書類は返却しないことをご了承ください。

応募書類に記載された個人情報とは当該公募に係る選考のためにのみ利用し、それ以外の目
的で利用、提供いたしません。

5 募集期間等

令和8年7月15日（水）から8月7日（金）午後5時までとします。

応募は、郵送、歴史館受付に直接持参、ファクスまたはEメールのいずれかで受け付けします。
なお、持参の場合は休館日の7月21日（火）を除く午前9時30分から午後4時30分までと
します。

6 選考方法

高岡の森弘前藩歴史館協議会公募委員選考委員会において、応募書類を審査し、委員として委
嘱することが適当であると認められる方の中から選考します。

7 選考結果の通知

選考結果は、令和8年9月下旬までに応募者全員に通知します。

8 その他

委員に任命された方については、委員名簿に登録され、委員名簿や会議記録などが市ホーム
ページで公開されます。

9 応募・問い合わせ先

高岡の森弘前藩歴史館

住 所 〒036-1344 弘前市大字高岡字獅子沢 128-112

電 話 0172-83-3110 F A X 0172-26-5456

E-mail takaokanomori@city.hirosaki.lg.jp